

山口市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市防災会議条例(平成17年山口市条例第217号)第5条の規定に基づき、山口市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 山口市防災会議条例第3条第4項に規定する会長があらかじめ指名する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 山口市副市長
- (2) 山口市防災統括監

(会議の招集等)

第3条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長(以下「議長」という。)は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。
- 5 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し会議の招集を求めることができる。

(権限の委任)

第4条 会議の委員(以下「委員」という。)は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員の属する機関の者に権限を委任することができる。

- 2 委員は、前項の規定により権限を委任するときは、あらかじめ委任状(別記様式)を会長に提出しなければならない。

(会長の専決事項)

第5条 会長は、会議の所掌事務及びその権限に属する事項のうち、次に掲げるものについては、これを専決することができる。

- (1) 緊急の事態が発生し、会長が直ちに決定しなければならないと認める事項
- (2) 一部の機関のみ関係する事項
- (3) その他軽易な事項

- 2 会長は、前項の専決を行ったときは、委員にその旨を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

委 任 状

年 月 日

(あて先)山口市防災会議会長

機 関 等 名

職 ・ 氏 名

山口市防災会議運営要綱第4条第1項の規定に基づき、下記の者に権限を委任します。

| | |
|-----|--|
| 職 名 | |
| 氏 名 | |